

答 申 第 104 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和 7 年 12 月  
三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が別表 A 欄に記載の日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った別表 B 欄に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が別表 C 欄に記載の日付けで行った公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審議手続きについて

審査請求人は、本決定に対しそれぞれ審査請求を行っているが、いずれも公文書の不存在を理由としているものであり、本請求の趣旨も類似の考え方によるものであることから、当審査会は手続を併合して行うことにより、審議をより迅速かつ円滑に進めることができると判断し、審査請求を一括して審議することとした。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 別表請求番号 1 について

都市計画法第29条に係る申請の審査では、法令等で定められている期間の約4倍以上の期間を要しているため、その法的根拠として内部規定等の開示を求めたが、不存在決定だった。

審査をせず申請資料を置きっぱなしにしていることが原因として考えられるため、毎日訪問もしくは電話にて審査しているか確認を行ったところ、標準処理期間内で許可された。

また、調整池設計協議について、申請者から受取った申請書も、三重県からの指摘事項も、全て公文書にしていないことが判明した。全てを公文書として取り扱った上で、正式ではない取扱いをしている内部規定を公文書にして開示すべきである。

公文書がない訳がなく、請求者が改善要求を行うことがわかっているため、隠蔽しているのかもしれない。

公文書不存在決定を取り消し、調整池の協議の受付からその経緯を公文書とし、審査期間に関する秘密の内部規定を開示してほしい。

また、今後、開発許可関連の主な標準処理期間を、いかに守っていくか行為計画書を作成し、開示してほしい。

## (2) 別表請求番号 2 について

都市計画法の許認可申請において、審査漏れはあってはならないが、建築開発課では審査漏れと不作為を隠蔽するため、何度も指摘事項を出している。

それをよしとする法治国家では考えられない規則があるようなので、開示請求して世の為、人の為に改善したいと考えているが、不存在だった背景には、県庁の隠蔽体質、不正等を何とも思わない体質があると考えられる。

不存在決定を取り消し、何度も指摘事項を出すのは、審査漏れがあったと認める公文書及び何度も審査漏れがあるのは不作為ではないことが定められた公文書を開示すべきである。

また、地方公務員としての仕事の仕方を逸脱し、不作為を行う、自己保身のための公務を行う規則を開示するべきだが、その様な規則がないのであれば、法治国家の公務員としての公務を逸脱して行うとしている規則等を開示すべきである。

## (3) 別表請求番号 3 について

都市計画法の許認可申請において、申請者には担当者の審査が完了したら上司が確認すると説明しながら、実際は建築開発課の職員全員で順に一から審査するという、人件費という税金の無駄使いを行っていることが判明した。

規則で定められていないのならそのような方法で行うことはできず、必ずそういう裏の規則があるはずなので開示請求をしている。別の規定がない限り、公権力の濫用という犯罪になるかもしれない。

また、そのような規則がないとしたら、規則違反の公務を行うとする規則や取り決めを記載した公文書があるはずである。

不存在決定がされたのは、県庁の隠蔽体質、不正等を何とも思わない体質にあると考えられる。

不存在決定を取り消し、規則を開示すべきだが、そのような規則がないのであれば、常識から逸脱した公務を行うとする規則や取り決めを開示すべきである。

## (4) 別表請求番号 4 について

都市計画法の許認可申請において、民間からの協議書類及び図面を正式に收受しないで公文書として取扱っていないということはあり得ない。

申請者への指摘事項も、公文書ではない文書で行政指導をしている。

そのような法令違反は、別に規定がない限り職員の判断ではできない。よって、民間からの申出書等の書類を預かったのに公文書としない規則及び行政が民間に出す通知等を公文書としない規則があるはずなので開示請求をした。

また、ないのであれば、建築開発課では規則にない規則違反の公務を行うとする規則や取り決めを記載した公文書があるはずである。

不存在決定がされたのは、県庁の隠蔽体質、不正を何とも思わない体質にあると考えられる。

不存在決定を取り消し、民間からの申出書等の書類を公文書としない規則及び行政が民間に出す通知等を公文書としない規則を開示すべきだが、そのような規則がないので

あれば、規則にない規則違反の公務を行うとする規則や取り決めを開示すべきである。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

### (1) 別表請求番号1について

本請求について、審査請求人にヒアリングしたところ、「職員が何をしているか、どのように審査していくのかが分かる文書」の開示を求めていたことだったが、そのような公文書は存在しないため、不存在決定を行った。

標準処理期間については、行政手続法は平成6年に施行されており、本県における開発許可等に係る標準処理期間についてもその当時に定めたものと考えられる。

しかしながら、その際に標準処理期間に関する公文書を作成していたかどうかは不明であり、現在もそのような文書は存在しない。

また、審査に係る日数については、申請書が提出されてから許可までに要した期間を職員が過去の事例に基づいて口頭で述べたものに過ぎず、それらについて定めた文書は存在しない。

さらに、調整池の設計協議（事前協議）については、開発許可申請（以下「本申請」という。）後に不備があった際の手戻りを少なくし、申請者への負担を軽減するために事前に相談を受けている行政サービスであり、本申請の下準備に過ぎない。

調整池の設計協議の内容については、本申請に至るまでの間、担当者の手持ち資料としては存在するが、あくまで担当者の立場において事業者とやり取りをしているものであり、組織としてそれを共有することはしていないうえ、本申請の提出後は廃棄している。

加えて、案件が特殊な場合においては協議記録を公文書として保存することもあるが、本件においてはその必要もなかった。

したがって、条例の規定に照らすと、調整池の設計協議に係る文書については、組織的に用いるものとして作成していないため、公文書には該当せず、審査請求人は、実施機関が保有していない公文書を保有しているものと思い込み、その思い込みを前提にして公文書を「隠蔽している」と決めつけた結果、本審査請求を行ったものと考えざるを得ない。

なお、開発許可関連の主な標準処理期間を守るための行為計画書の作成と開示を求めていることについては、本決定及び本件審査請求と何ら関係ない主張である。

### (2) 別表請求番号2～4について

審査請求人は、実施機関が保有していない公文書を保有しているものと思い込み、その思い込みを前提にして公文書を「隠蔽している」と決めつけた結果、本審査請求を行ったものと考えざるを得ず、本請求に係る文書は、いずれも当然に存在しない文書であるため、不存在決定を行った。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害するとのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、開発許可関連の審査において必要以上に時間をかけて無駄で不適切な審査が行われているため、その裏にはそれらを行うこととする規定等が存在するはずであり、また、事前協議で事業者と資料のやり取りをしていることから、正式に設計の審査をしているのであれば公文書として取り扱うべきであると主張している。

以上を踏まえ、本決定の妥当性について検討する。

#### ア 別表請求番号1について

実施機関が審査請求人に対し、当該請求の意図する文書についてヒアリングをしたところ、「職員が何をしているか、どのように審査していくのかが分かる文書」とのことである。

この点について実施機関は、本県の開発許可関連の標準処理期間は、行政手続法が施行された当時に定めたものと考えられるが、その際に標準処理期間に関する公文書を作成していたかどうかは不明であり、作成自体されなかったのか、作成されたがその後廃棄されたのか、存在しない理由は不明であるが、現在そのような文書は存在しないとしている。

また、審査に係る日数は、申請書が提出されてから許可までに要した期間を、過去の事例に基づいて口頭で述べたものに過ぎず、それらについて定めた文書は存在せず、加えて、事前協議及び本申請を審査する間において、相談内容や審査に係る業務上の記録等について公文書を作成することはないとのことであり、審査請求人の求める公文書は存在しないと主張する。

上記のうち、事前協議の段階における業者とのやり取りについては、担当者の手持ち資料（以下「本件資料」という。）として文書が存在することを実施機関も認めているため、本件資料が公文書に該当するか検討する。

条例第2条第2項では、条例の対象となる公文書の範囲は、三重県公文書等管理条例（以下、「文書管理条例」という。）で定められていることを規定しており、文書管理条例第2条第2項では、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は

取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。

すなわち、公文書とは、①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」、②「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」、③「当該実施機関が保有しているもの」という3つの要件を満たすものであり、これらの該当性を検討する。

まず、①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」の該当性を検討する。本件資料は、都市計画法の規定による開発行為許可申請に関し、事前協議において提出された資料及び実施機関の職員が事業者への指摘事項等を自己の職務の範囲内において作成した文書であると認められることから、①の要件を満たすと判断する。

次に、②「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」の該当性を検討する。

「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものである。具体的には、職員の個人的検討の段階を離れ、上司を含めた内部検討に付された時点が一つの目安になる。

実施機関に本件資料の取り扱いを確認したところ、事前協議で提出された資料は担当者が保存しているが、本申請の際に添付される資料と同様の資料であるため、その内容に齟齬がないか確認するための資料であって、職員の個人的なメモと同様の扱いをしていることから、確認後は廃棄しているとのことであった。

審査請求人の言う、事業者は県の職員である担当者からの意見等を信用して申請書等に加筆・修正等を加えたうえで本申請を行うことを踏まえれば、事前協議は実質的には本審査と同等であり、事前協議で事業者とやり取りされた文書は公文書として取り扱うべきとの主張も理解できなくはない。

しかし、実施機関の主張する、事前協議は法律上規定された手続きではなく、あくまで県の担当者が事業者への助言として行っているものであり、組織として共有しておらず、内部検討に付していないことから、条例に規定する公文書には該当しないとの説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、②の要件を満たしていないと判断する。

さらに、③「当該実施機関が保有しているもの」の該当性について検討する。本件資料は事前協議の段階において担当者が個人的に保管しているものにすぎないため、実施機関の文書管理規定に基づき管理しているものではないことから、③の要件を満たしていないと判断する。

したがって、本件資料は②「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」及び③「当該実施機関が保有しているもの」のいずれの要件も満たしていないため、公文書に該当しないと判断する。

次に、本件資料以外に審査請求人が求める「職員が何をしているか、どのように審査していくのかが分かる文書」とは、言わば「個別の審査における具体的なプロ

セスに関する文書」である。

この点、公文書管理規程第16条第3項では「業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録」については文書を作成するものと定められているが、個別の審査における職員の思考過程や作業手順の全て、職員による口頭での説明やその根拠となる過去の事例等を逐一「公文書」として作成、保存すべき義務があるとまでは解することができない。

また、実施機関が当該文書を存在しないとする説明にも特段不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本決定は妥当である。

#### イ 別表請求番号2～4について

実施機関は、本請求に係る規定等は作成しておらず、社会通念上作成されるような文書ではないと主張する。

実施機関が主張するとおり、本請求で開示を求めている文書のいずれにおいても、社会通念上存在しない文書であることは明白である。

したがって、本決定はいずれも妥当である。

なお、当審査会は、条例に基づき、実施機関が行った開示・非開示等の妥当性について審査するものであり、実施機関の行う審査業務の実施方法が適切かどうかについてまで審査するものではない。

#### (3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容 ※【】内の数字は別表に記載の請求番号
R 7. 1. 7	・ 質問書の受理【1】
R 7. 1. 24	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【1】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【1】
R 7. 1. 30	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【1】
R 7. 2. 17	・ 実施機関から意見書の受理【1】
R 7. 4. 23	・ 質問書の受理【2～4】
R 7. 5. 12	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【2～4】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【2～4】
R 7. 5. 16	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【2～4】
R 7. 6. 6	・ 実施機関から意見書の受理【2～4】
R 7. 7. 15	・ 書面審理 ・ 併合に係る審議 (令和7年度第3回第1部会)
R 7. 7. 17	・ 実施機関及び審査請求人に対して併合審議の通知【1～4】
R 7. 8. 8	・ 審査請求人の口頭意見陳述 (令和7年度第4回第1部会)
R 7. 9. 2	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和7年度第5回第1部会)
R 7. 10. 6	・ 審議 (令和7年度第6回第1部会)
R 7. 11. 10	・ 審議 (令和7年度第7回第1部会)
R 7. 12. 8	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第8回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	役　　職　　等
会　　長 (第二部会部会長)	名　島　利　喜	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三　田　泰　雅	四日市大学総合政策学部教授
※委　　員	須　川　忠　輝	三重大学人文学部准教授
※委　　員	田　中　亜　以	司法書士
※委　　員	田　中　三　貴	三重弁護士会推薦弁護士
委　　員	伊　藤　綾　香	株式会社三十三総研
委　　員	小　川　友　香	税理士
委　　員	渡　邊　　功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。

請求番号	開示請求日 (A)	開示請求内容 (B)	決定日 (C)	決定内容
1	R6.7.27	<p>「開発許可関連の主な標準処理期間」に関し            ①最低360日の間、何を審査しているのかが解る公文書</p> <p>②建築開発課が発行している事務ハンドブックに記載の標準処理期間に関して、どういう位置付で公務上取扱いし、守る気があるのかどうかが解る公文書</p> <p>③標準処理期間を守っているとしたら297日間机の上に置きっぱなしで審査していないことになる。そのような公務を行うと規定している公文書</p>	R6.8.13	不存在
2	R6.11.20	何度も審査漏れがあるということは不作為では無いという事が定められた公文書	R6.12.3	不存在
3	R6.11.20	<p>①建築開発課が都市計画法の許認可申請や事前協議として調整池の設計協議の審査を行う場合に、毎回担当者の審査が完了したら申請者には上司の確認と説明しながら実は違って建築開発課の職員全員で順番に1から審査するという組織としての仕事の仕方を逸脱し、県の職員の入件費という税金の無駄使いを行って審査を行うとする規則が定められている公文書</p> <p>②その様な規則が無いとしたら建築開発課では規則に無い規則違反の公務を行うとする規則や取り決めを記載した公文書</p>	R6.12.3	不存在
4	R6.11.20	<p>①公務で取り扱う民間からの申出書等の書類を預かったのに公文書としない規則</p> <p>②行政が民間に出す通知等を公文書としないとする規則が定められている公文書</p> <p>③その様な規則が無いとしたら建築開発課では規則に無い規則違反の公務を行うとする規則や取り決めを記載した公文書</p>	R6.12.3	不存在